

新潟市ごみ集積場に関する要綱

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 ごみ集積場の設置（第3条—第8条）
- 第3章 補助金（第9条—第18条）
- 第4章 寄附取扱（第19条—第24条）
- 第5章 市有財産を集積場として利用する場合の取扱（第25条—第26条）
- 第6章 雑則（第27条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成8年新潟市条例第26号。以下「条例」という。）第17条に定めるごみ集積場の設置、管理等に関して必要なことを定めることにより、ごみの排出及び収集作業の安全性を確保し、その効率化を図るとともに、ごみの飛散防止及び地域の環境美化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）ごみ集積場 条例第17条に規定する家庭系廃棄物の集積場所をいう。
- （2）ごみ集積場用地 ごみ集積場を設置する土地をいう。
- （3）移動式ごみ集積場 ごみ集積場のうち設置場所が定期的に移動するものをいう。
- （4）固定式ごみ集積場 ごみ集積場のうち設置場所が固定したものをいう。
- （5）ごみ集積籠 ごみ集積場に設置又は建設する、籠又は小屋（籠又は小屋に類する形状のものを含む。）及びごみ集積場に集積するごみの飛散防止目的で設置するネットをいう。
- （6）常設型ごみ集積籠 ごみ集積籠のうち、常時ごみ集積場用地を占有するものをいう。
- （7）非常設型ごみ集積籠 ごみ集積籠のうち、ごみ集積時以外はごみ集積場から撤去されるものをいう。
- （8）自治会・町内会等 新潟市自治会等事務委託要綱（昭和47年12月1日実施）第2条で定めるもの及び自治会未組織、未加入団体等の任意団体又はその代表者・代理人をいう。
- （9）ごみ集積場設置者 ごみ集積場を設置する者で、次に掲げるものをいう。
 - ア 自治会・町内会等
 - イ マンション管理組合（管理組合法人を含む。）
 - ウ 開発行為を行い、市長に新潟市開発指導要綱（以下「指導要綱」という。）第5条に基づく開発行為事前協議を実施し、開発行為が妥当である旨の回答を受けた者
 - エ 土地区画整理事業を実施する者
 - オ 賃貸する又は分譲する共同住宅を発注する者又は所有する者
 - カ 共同住宅において、建物管理を行う管理会社
- （10）ごみ集積場管理者 ごみ集積場の管理を実施する者で、次に掲げるものをいう。

- ア ごみ集積場の管理を実施している管理会社
 - イ ごみ集積場の管理を実施する者のうち、同号アを除く者
- (11) 構造物 ごみ集積場に設置される境界壁、土間コンクリート等ごみ集積場用地に定着し、不可分なものをいう。

第2章 ごみ集積場の設置

(ごみ集積場関連事務について)

第3条 ごみ集積場に係る事務は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第7条及び第8条に定めるごみ集積場設置、変更、廃止に係る一切の事務は、届出の対象となるごみ集積場設置場所の所在区の区民生活課又は窓口サービス課（以下「区民生活課等」という。）で行うものとする。
- (2) 第9条に定めるごみ集積場設置等に係る補助金の交付に関する事務は、廃棄物対策課で行うものとする。
- (3) 第19条に定めるごみ集積場の寄附に関する一切の事務は、寄附の対象となるごみ集積場設置場所の所在区の区民生活課等で行うものとする。

(ごみ集積場設置基準)

第4条 ごみ集積場は当該ごみ集積場を利用する世帯が10以上ある場合に限り1か所設置できるものとする。ただし、次の各号に定める場合、この限りではない。

- (1) ごみ集積場設置予定者の構成世帯数が10世帯未満で、最寄り又は既存のごみ集積場管理者から単独のごみ集積場を設置するよう依頼を受けた場合
- (2) ごみ集積場設置予定者の構成世帯数が10世帯未満かつ、近隣に他のごみ集積場管理者が存在しない場合
- (3) 新たに設置しようとするごみ集積場の設置場所の都合により用地が狭く、10世帯以上のごみを集積することができない場合
- (4) 前3号の外、市長が認めた場合

(ごみ集積場設置場所の基準)

第5条 ごみ集積場は、隣接する土地及び家屋の所有者又は使用者、周辺住民等と事前に協議し、設置するものとする。

2 ごみ集積場は、ごみの収集作業の安全性及び効率性を考慮し、原則として敷地内に設置するものとし、かつ、次に掲げる条件を備えるものとする。

- (1) 公道に面している場合にあつては、次に掲げる条件をそなえるもの
 - ア 公道の幅員が6メートル以上あること。ただし、公道の幅員が6メートル以上ない場合であつて、かつ他に条件の良い候補地がない場合に限り、ごみ集積場設置者、市、回収事業者の3者により協議し、幅員を6メートル未満とすることができる。
 - イ 道路交通法（昭和35年法律第105号）上、支障のない場所であること。
 - ウ 電柱、ガードレール等の障害物のないこと。
- (2) 公道に面していない場合にあつては、次に掲げる条件をそなえるもの
 - ア ごみの収集車が前進のまま進入し、通り抜けられることが可能な道路又は回転広場があること。
 - イ ごみの収集作業に障害物がないこと。

(ごみ集積場設置に係る事前協議)

第6条 新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の施行及び一般廃棄物処理業の許可等に関する規則（平成8年新潟市規則第49号。以下「規則」という。）第7条に定

めるごみ集積場の設置、変更又は廃止をしようとするごみ集積場設置者又は管理者は、当該区域を管轄する区役所の区民生活課等と事前協議しなければならない。

2 前項に規定する事前協議のうち、変更に伴うものは次の各号に該当する事由が生じた場合に実施するものとする。ただし、軽微な変更の場合はこの限りではない。

- (1) ごみ集積場の設置場所が変わる場合
- (2) ごみ集積場が移動式から固定式に又は固定式から移動式に変わる場合
- (3) 移動式ごみ集積場の移動するルート及び移動間隔が変わる場合
- (4) ごみ集積籠の状態を更新する場合で次のア～オに該当する場合
 - ア 常設型から常設型に更新
 - イ 常設型から非常設型に更新
 - ウ 常設型からごみ集積籠なしに更新
 - エ 非常設型から常設型に更新
 - オ ごみ集積籠なしから常設型に更新
- (5) 常設型のごみ集積籠の数が増減する場合
- (6) ごみ集積場管理者が変わる場合

3 前2項に規定する事前協議は次の各号に定める資料を用いて実施するものとする。ただし、廃止の場合は不要とする。

- (1) ごみ集積場の場所、移動式・固定式の別（移動式の場合、移動ルートや移動間隔を含む。）、利用する世帯を示した周辺地図
- (2) ごみ集積場用地の現状写真（変更の場合で、ごみ集積籠が設置されている場合は、当該ごみ集積籠の様子がわかる写真）
- (3) ごみ集積場用地にごみ集積籠を新たに設置する、又は入れ替える場合、そのごみ集積籠の様態がわかる資料

4 区民生活課等は、前3項に規定する事前協議があった場合、関連性の高いごみ集積場設置補助金を所管する廃棄物対策課にその内容を共有し、第4条及び第5条に規定するごみ集積場設置の基準に適合するか互いに確認するものとする。

（ごみ集積場の設置届出）

第7条 ごみ集積場の設置をしようとするごみ集積場設置者は、前条の事前協議終了後、規則第7条第1項の規定に基づき、ごみ集積場の設置届出書（別記様式第1号）を速やかに市長に提出するものとする。

2 別記様式第1号には、事前協議の際、提出した資料を添付するものとする。

（ごみ集積場の変更、廃止届出）

第8条 ごみ集積場の変更又は廃止をしようとするごみ集積場管理者は、第6条の事前協議終了後、規則第7条第2項の規定に基づき、ごみ集積場変更・廃止届出書（別記様式第2号）を速やかに市長に提出するものとする。

2 別記様式第2号には、事前協議の際、提出した資料を添付するものとする。

第3章 補助金

（新潟市ごみ集積場設置等に係る補助金の目的）

第9条 地域の環境美化及び家庭系廃棄物の収集業務の効率化を図ることを目的として、ごみ集積場の設置等に係る経費の一部を補助する新潟市ごみ集積場設置等補助金（以下、「補助金」という。）の交付に関し、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を第9条から第18条に定めるものとする。

(補助対象者)

第 10 条 補助金の申請ができる者は、次に掲げる全ての要件に該当するごみ集積場設置者又はごみ集積場管理者とする。ただし、第 2 条第 9 号カ又は第 10 号アを除く。

- (1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (2) 暴力団員（暴排条例第 2 条第 1 項第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者ではないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者ではないこと。
- (5) 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者ではないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者ではないこと。
- (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。
- (8) 市税を滞納している者ではないこと。
- (9) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする者ではないこと。

(補助対象ごみ集積場)

第 11 条 補助金の交付対象となるごみ集積場は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 第 6 条第 2 項に規定する変更の事由に当たらない（軽微な変更含む。）場合を除き、第 7 条及び第 8 条に規定するごみ集積場の設置届又は変更・廃止届が受理されていること。
- (2) 対象となるごみ集積場が、他の法令、条例及びその他の制度によって補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第 12 条 補助金の交付対象となる経費は、別表 1 に定めるものとする。ただし、補助金の申請をしようとする者（以下「補助金申請者」という。）が、第 15 条に規定する補助金の交付決定より前に支出した経費及び付帯する役務に係る単独経費は補助対象としない。

(補助金額の算定)

第 13 条 補助金の額は別表 2 に要する費用の 4 分の 3 以内の額とし、15 万円を限度とする。

- 2 前項で算定した補助金額に 100 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第 14 条 補助金申請者は、ごみ集積場設置届出後、別表 1 の事業を発注する前に別記様式第 3 号により市長へ申請しなければならない。

- 2 補助金申請者は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年

法律第 226 号) に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。) があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない補助金申請者については、この限りでない。

(補助金の交付決定及び通知)

第 15 条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、これを審査し、補助金を交付又は不交付を決定し、その旨を別記様式第 4 号により補助金申請者に通知するものとする。

(実績報告等)

第 16 条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、完了の日から 1 月を経過した日又は、交付決定の年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、市長に別記様式第 5 号により、補助金実績報告及び補助金の交付請求を実施するものとする。

(額の確定等)

第 17 条 市長は、前条の規定により補助金の実績報告及び、補助金の交付請求があった場合、これを審査し交付すべき補助金額を確定し、その旨を別記様式第 6 号により、補助金申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

(補助事業の実施期間)

第 18 条 この要綱に定める補助事業の実施期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。

第 4 章 寄附取扱

(ごみ集積場用地の寄附受入れ)

第 19 条 ごみ集積場用地のうち、次の各号に定めるものは市有財産として寄附受入れすることができる。

- (1) 新潟市開発指導要綱第 3 条に規定する開発行為に伴い設置するもの
- (2) 土地区画整理事業による、1,000 平方メートル以上の宅地造成に伴い設置するもの
- (3) 市長が特に認めるもの

2 前項の寄附受入れに関しては、第 19 条から第 24 条に定めるもののほか、新潟市公有財産規則（昭和 59 年新潟市規則第 19 号）に定めるところによるものとする。

(寄附受入れ対象物)

第 20 条 寄附受入れの対象となるのはごみ集積場用地及び構造物とする。

(寄附申請対象者)

第 21 条 前条に規定するごみ集積場用地の寄附を申請できる者は当該地の所有者とする。

(寄附受入れ条件)

第 22 条 寄附を受入れるごみ集積場用地は、次の各号の条件を全て満たさなければならない。

- (1) 第 4 条及び第 5 条に規定する基準を満たしていること。
- (2) 他の法令に違反していないこと。
- (3) 第 7 条に規定するごみ集積場の設置届が市長に受理されていること。

(4) 寄附受入れ後のごみ集積場管理者がごみ集積場設置者ではないこと。

(寄附の事前協議)

第 23 条 寄附しようとする者（以下「寄附者」という。）は、寄附実施前に物件のある区域を管轄する区役所の区民生活課等と事前協議をするものとする。

(寄附物件の所有権移転登記)

第 24 条 市長は、寄附物件受理時、寄附者に所有権移転登記に係る委任状を交付し、寄附者の自己負担にて登記を実施させるものとする。

2 寄附者は、前項に規定する所有権移転登記後、所有権移転登記が完了したことを証するため、登記事項証明書（全部事項証明書）及び登記識別情報通知の原本を物件のある区域を管轄する区役所の区民生活課等に提出するものとする。

第 5 章 市有財産を集積場として利用する場合の取扱

(市有財産のごみ集積場用地としての使用許可)

第 25 条 市長は、次の各号に規定する条件を満たす場合、ごみ集積場用地として市有財産を使用許可できるものとする。

(1) 本来の行政目的を阻害する場所でないこと。

(2) 他の法令によりごみ集積場設置の制限がある場所でないこと。

2 使用許可できる相手は、当該地を所管する法令又は規則等によるものとする。

3 市長は、前 2 項の規定により、ごみ集積場用地として地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項を使用許可する場合かつ、使用許可申請者が自治会・町内会等である場合、新潟市財産条例（平成 25 年新潟市条例第 5 号）第 4 条第 1 項第 2 号に該当するものとし、使用料の全部を免除することができるものとする。ただし、他の法令により制限のある場合はこの限りではない。

(市有財産のごみ集積場用地としての貸付け)

第 26 条 市長は、次の各号に規定する条件を満たす場合、当該ごみ集積場設置者及びごみ集積場管理者にごみ集積場用地として市有財産を貸付けることができるものとする。

(1) 行政財産を貸付けする場合は、自治会・町内会等に限る。

(2) 他の法令によりごみ集積場設置の制限がある場所でないこと。

(3) 売却等処分の支障とならないもの又は売却等処分の際に設置者の責任において移設されることが契約上合意されていること。

2 市長は、前項の規定により、ごみ集積場用地として市有財産を貸付ける場合かつ、借受人が自治会・町内会等である場合、新潟市財産条例第 9 条第 1 項第 2 号に該当するものとし、無償貸付できるものとする。ただし、他の法令により制限のある場合はこの限りではない。

3 市長は、前項に基づく貸付けを証するものとして、借受人と民法（明治 29 年法律第 89 号）第 593 条に規定する使用貸借契約を締結するものとする。

第 6 章 雑則

第 27 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 次の各号に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 新潟市ごみ集積場設置要綱（平成 9 年 4 月 1 日制定）
 - (2) 新潟市ごみ集積場寄附取扱要綱（平成 9 年 4 月 1 日制定）
 - (3) 新潟市ごみ集積場設置等に係る補助金交付要綱（平成 20 年 4 月 1 日制定）

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の日前に廃止前の新潟市ごみ集積場設置要綱、廃止前の新潟市ごみ集積場寄附取扱要綱及び廃止前の新潟市ごみ集積場設置等に係る補助金交付要綱の規定により行った手続その他の行為は、この要綱の相当規定により行った手続その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の別記様式第 2 号の規定による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表 1 (第 12 条関係)

	対象物	付帯する役務
新規	ア ごみ集積籠本体及び部品購入費 イ ごみ集積籠に付属しない看板購入費 ウ 必要最低限のごみ集積籠付属物 (ア) 屋根 (イ) 底板	配送、組立て (塗装含む)、水平だし
更新・増設	(ウ) 鳥獣対策設備 (メッシュ等) (エ) 看板 (ごみ集積籠に付属する物) (オ) アンカーボルト及びアンカーボルト打設用下地 (束石、脚もと 4 点コンクリート打設) (カ) 集積籠の水平設置のための束石設置	新規設置物の配送及び組立て (塗装含む) 並びに水平だし、既存物の撤去 ※既存品を別の集積場に移動する役務は対象外
修繕		修繕物品の配送及び組立て (塗装含む) 並びに水平だし、元の場所への移動 (「起こす」含む。)、破損部品の撤去

別表 2 (第 13 条関係)

補助事業	ごみ集積場の様態	
	ごみ集積籠なし	ごみ集積籠あり
ごみ集積籠の購入	補助なし	ごみ集積籠 1 基ごとに算定
ごみ集積籠に付属しない看板の作成	ごみ集積場 1 か所ごとに算定 ※看板が複数枚の場合、複数枚分の経費を合算。	
必要最低限のごみ集積籠付属物 (ごみ集積籠に付属する看板含む) の作成または設置	補助対象なし	対象の付属物がいずれか 1 基のごみ集積籠に付属している場合、付属するごみ集積籠の対象経費に加算して算定。
		対象の付属物が複数のごみ集積籠で共有されている場合、共有するごみ集積籠の数に応じて按 (あん) 分した経費を、共有するごみ集積籠の対象経費に加算して算定。
付帯する役務	ごみ集積場 1 か所ごとに算定	対象の役務がいずれか 1 基のごみ集積籠に付帯している場合、付帯するごみ集積籠の対象経費に加算して算定。
		対象の役務が複数のごみ集積籠で共有して付帯する場合、共有するごみ集積籠の数に応じて按 (あん) 分した経費を、共有するごみ集積籠の対象経費に加算して算定。

（宛先）新潟市長

ごみ集積場設置届出書

設置（届出）者	団体名			
	住所	〒		
	代表者氏名		代表者 電話番号	
	担当者氏名	☐ 代表者と同じ	担当者 電話番号	☐ 代表者と同じ
管理者	名称及び 代表者氏名	☐ ごみ集積場設置（届出）者と同じ		
	担当者氏名	☐ ごみ集積場設置（届出）者と同じ	担当者 電話番号	☐ ごみ集積場設置（届出）者と同じ

ごみ集積場	設置場所住所 （名称）	新潟市 区		
	利用世帯数		世帯数 10 未満の場合、 右記に理由を記入 第 4 条 第 1～4 号該当に限る ※市で記入	☐ 周囲からの設置要請のため ☐ 集積場までの距離が遠い ☐ 集積場用地が狭い ☐ （ ） 第 4 条 【 1・2・3・4 】号該当
	用地			
	地権者の 設置許可・同意	☐ 済 ☐ （ ）	ごみ集積場用地 周辺住民への説明	☐ 済
	形式	☐ 固定式 ☐ 移動式		
	ごみ集積籠	☐ 非常設型（ネット含む） ☐ 常設型（小屋含む） ☐ 集積籠なし		
	ごみ集積籠の数		回収開始 希望日	年 月 日（ 曜日） ※希望日が未定の場合、決定後にご連絡ください ※届出日から 2 週間以上先としてください
	看板 配布枚数	曜日（ 枚） 排出禁止（ 枚） その他：_____（ 枚） ※その他の看板は看板名称も記載ください。		
	コンテナの数 ※市で記入	<u>飲食用びん</u> 個	<u>缶</u> *新津地域 亀田地域 横越 地域 巻広域 個	<u>ペットボトル</u> コンテナ*新津地区 個 ネット*亀田地区 巻広域 枚

【添付書類】

- ・位置図（住宅明細図可）

※移動式集積場の場合、その方向（矢印）、順序（番号）、移動周期（○か月、○週間）などを記入

※既存の集積場を廃止し、分割して複数新規設置する場合、分割後及び既存の集積場の位置、分割後及び既存の集積場の利用世帯数を記入。

- ・設置場所の現状写真
- ・ごみ集積籠を設置予定の場合、集積籠の様態がわかる資料（カタログ等）

(宛先) 新潟市長

ごみ集積場変更・廃止届出書

下記の内容の 変更 / 廃止 を届け出ます。

変更開始／廃止日
年 月 日 (曜日)

設置 (届出)者	団体名			
	住所	〒		
	代表者氏名		代表者 電話番号	
	担当者氏名	☐ 代表者と同じ	担当者 電話番号	☐ 代表者と同じ
	今回の届出場所 について	【用地】 ☐ 民地 ☐ その他 () 【地権者同意】 ☐ 済 ☐ その他 () 【周辺住民説明】 ☐ 済 【管理者の変更】 ☐ 無 ☐ 有※変更内容を備考欄に記入してください。		
備考欄				

変更事項に

チェック ☒を入れてください。

				変更前	変更後
ごみ集積場	☐	設置場所	所在地	新潟市 区	新潟市 区
			(名称)		
			用地		☐ 上記【用地】のとおり
	☐	移動式又は 固定式の別	☐ 固定式 ☐ 移動式	☐ 固定式 ☐ 移動式	
	☐	移動ルート・ 間隔	移動式集積場移動ルート・間隔が変更となる場合、添付する位置図に詳細を記入。		
	☐	ごみ集積籠の 状態更新状況 ※該当する場合のみ チェック	☐ 常設型から常設型 ☐ 非常設型から常設型 ☐ 常設型から非常設型 ☐ ごみ集積籠なしから常設型 ☐ 常設型からごみ集積籠なし 注：ごみ集積籠の更新のみかつ、上記いずれにも該当しない場合変更届は不要です。		
☐	常設型 集積籠の数				

※1 太枠内は全てご記入ください。

※2 変更のある事項のみご記入ください。

※3 変更の場合、次の資料を添付してください。

【添付書類】

- ・位置図（住宅明細図可） - 移動式集積場の場合、移動ルート・その方向（矢印）、順序（番号）、移動周期（○か月、○週間）などを記入
- ・設置場所の現状写真
- ・ごみ集積籠の更新状況に変更がある場合、集積籠の様態がわかる資料（カタログ等）

※4 廃止の場合「変更前」の欄のうち、「ごみ集積場-設置場所-所在地(名称)」のみご記入ください。

（宛先）新潟市長

団体名	
代表者氏名	
代表者住所	〒
代表者電話番号	

担当者氏名及び連絡先：

ごみ集積場設置等に係る補助金交付申請書

新潟市ごみ集積場に関する要綱第 14 条の規定により、次のとおり申請します。

事業名	ごみ集積場設置事業（新規 / 更新 / 増設 / 修繕）		
実施予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
補助対象経費	円		
交付申請額 及び その算定方法	円 （（補助対象経費×補助率）又は補助限度額） なお、100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。		
情報の 公表内容、 方法及び時期	《公表方法》 回覧 ・ 総会 ・ 文書配布 ・ その他（ ） 《公表時期》 年 月 ※事業実施後に公表すること		
添付書類	1 収支計画書 2 事業位置図（住宅明細図可） 3 事業内容が明らかになる書類（パンフレット・設計図等） 4 事業実施場所の現状写真 5 見積書 6 新潟市制度用納税証明書（営利目的の事業者（個人又は法人）のみ） 7 その他必要な書類		
確認事項	☐	<営利目的の事業者（個人又は法人）のみ確認ください> 私（当法人・当団体）は、新潟市内に住所等若しくは把握可能な資産がない、又は設立間もないなどにより新潟市税の課税がありません。	
	☐	私（当法人・当団体）は暴力団員又は暴力団と関係を有していません（自らが暴力団員でないことを含む）。また、必要に応じて市が警察に照会する場合は、別途必要な書類の提出を行います。	

<処理欄>

受付担当者 【 】

別記様式第4号（第15条関係）

〒
住所

（代表者氏名）様

新廃対第 号
年 月 日

新潟市長 印
（担当 ）

ごみ集積場設置等に係る補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のありました標記補助金については、次のとおり交付（不交付）の決定をしたので通知します。

記

1 補助事業名

2 交付決定額（不交付の理由）

3 交付条件

- （1） 事業終了後は、速やかに実績報告書を提出しなければならない。
- （2） この補助事業に係る証拠書類は、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

年 月 日

（宛先）新潟市長

団体名	
代表者氏名	
代表者住所	〒
代表者電話番号	

担当者氏名及び連絡先：

ごみ集積場設置等に係る補助金交付実績報告書及び補助金交付請求書

年 月 日付新廃対第 号の で交付決定を受けた下記事業について、事業が完了しましたので、次のとおり報告及び補助金の交付請求をします。

事業名	ごみ集積場設置事業（ 新規 / 更新 / 増設 / 修繕 ）
事業完了 年月日	
補助金交付 決定額	円
補助金交付 請求額 及び その算定方法	円 （（補助対象経費×補助率）又は補助限度額） なお、100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
情報の 公表状況	≪公表方法≫ 回覧 ・ 総会 ・ 文書配布 ・ その他（ ） ≪公表時期≫ 年 月 ※事業実施後に公表すること
添付書類	1 収支報告書 2 当該事業に係る領収書 3 当該事業実施後の写真 4 その他必要な書類

別記様式第6号（第17条関係）

〒
住所

（代表者氏名）様

新廃対第 号
年 月 日

新潟市長 印
（担当 ）

ごみ集積場設置等に係る補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のありました事業に対する補助金額が次のとおり確定をしたので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 確定額 円